

【赤磐市企業立地促進奨励金】交付申請の提出書類について

1. 赤磐市企業立地促進奨励金交付申請書（様式第6号）

※認定工場等の操業開始日から1年6箇月以内が申請期限です。

2. 様式第6号 添付書類（①～⑫）

① 新設工場等建設概要（図面も添付）

- ・新設工場等建設計画書（概要が分かるもの）
- ・平面図（敷地内の全体図、対象工場・施設）・立面図（対象工場等）等

② 用地の取得及び面積を証する書類

- ・登記簿謄本、名寄帳兼課税台帳など（取得者、取得面積、日付が分かるもの）

③ 固定資産投資額の一覧表（投資総額を確認できる書類を添付）

- ・固定資産投資額（建物、償却資産の投資額が分かるもの）

例：土地・建物 …名寄帳兼課税台帳、土地売買契約書、工事請負契約書、領収書などの写し
償却資産 …償却資産課税台帳、償却資産種類別（課税）明細書

④ 新規常用雇用者一覧表（職業安定所発行の事業所別被保険者台帳一覧表等）

- ・新たに常用雇用される者の一覧表（新たに採用された者の人数、業種）

※技能実習生は新規常用雇用に該当しません

⑤ 新規常用雇用者が赤磐市内に住所を有することを証明する書類

- ・新規常用雇用者のうち、赤磐市内に住所を有する者の住民票など

⑥ 新規常用雇用者が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることを証明する書類

- ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書などの写し

⑦ 新設工場等建屋一覧表

- ・交付対象となる建屋一覧表（建物の名称、構造、建築面積、床面積等分かるもの）

※構造…例：鉄骨造 二階建、鉄骨造 平屋建など

⑧ 営業報告書、事業税納税証明書（申請時前3年分）

- ・申請事業者の営業報告書（決算書等の営業状況を確認できる書類）
- ・事業税納税証明書（申請事業者の納税状況の分かるもの、県備前県民局にて発行）

⑨ 【市内の工場等の移転の場合のみ】用途廃止する固定資産額等に関する資料

- ・移転の場合における用途廃止する固定資産がある場合のみ、作成する表

⑩ 公害防止対策の概要

- ・公害防止協定、社則等の公害発生防止措置を講じていることを証明する書類

⑪ 土地及び建物に係る固定資産評価額証明書（市町村発行のもの）

- ・土地・建物の固定資産評価額証明書（奨励金算定額の確定にあたり、必要となるため）

⑫ 当該年度の固定資産税総額を完納したことを証明する書類

- ・領収書の写し、引落記録、完納証明書など

※完納証明書を添付する場合は、納入期限以降の証明書が有効です。